

＜平成27年度税制改正大綱の主要項目＞

項目	内容
【個人所得課税】	
①ジュニアNISAの創設 (P6参照)	平成28年から平成35年までの間に開設する未成年者口座において、年間投資上限額を80万円とするジュニアNISAが創設されます。
平成28年1月1日以後に口座開設の申込、同年4月1日から受け入れる上場株式等	
②NISAの年間投資上限額の引き上げ (P9参照)	投資上限額が年間120万円(改正前:100万円)に引き上げられます。
平成28年分以後の非課税管理勘定	
③エンジェル税制の適用対象の拡大 (P9参照)	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(エンジェル税制)について、適用対象となる株式会社の範囲が拡大されます。
国家戦略特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に払込みにより取得をする株式	
④国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設 (P13参照)	出国10年以内において5年を超えて国内に住所又は居所を有していた者が国外転出をする際に、保有する有価証券等の対象資産の評価額が1億円以上である場合は国外転出時に譲渡等があったものとみなして課税されることとなります。
平成27年7月1日以後に国外転出をする場合	
⑤日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化 (P15参照)	非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付又は申告書提出時に提示しなければならないこととされます。
平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等ならびに平成28年分以後の所得税	
⑥ふるさと納税の特例控除額の上限の引き上げ (P16参照)	特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割(改正前:1割)に引き上げられます。
平成28年分以後の個人住民税	
⑦ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設 (P16参照)	確定申告が不要な給与所得者等が、寄附を行う際に寄附先の都道府県等に寄附の控除申請を要請することで、控除が受けられるようになります。
平成27年4月1日以後に行われる寄附	

【住宅・土地税制】	
①住宅ローン控除等の適用期限の延長 (P11参照)	住宅取得等に係る措置の適用期限が1年6か月延長されます。 ○住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ○特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 他
平成31年6月30日まで1年半延長	

【資産課税】

①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し (P17参照)	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額、対象となる住宅の範囲が拡充された上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。
--	---

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税

②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 (P19参照)	贈与者(直系尊属)が、金融機関に受贈者(20歳以上50歳未満の者に限る)名義の口座を開設し、結婚・子育てのための資金を一括で拠出した場合、受贈者1人につき1,000万円(使途が結婚関係のものは300万円が限度)までの金額を非課税とする制度が創設されます。
---------------------------------------	---

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限る

③直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直しと延長 (P20参照)	対象となる教育資金の使途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加えられるとともに、領収書等の提出に関する手続きが簡素化され、平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。
---	---

手続きの簡素化については平成28年1月1日以後提出する書類

④非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し (P21参照)	相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている2代目が3代目に株式の(再)贈与を行い、3代目が納税猶予制度を活用する場合には、猶予されていた2代目の相続税又は贈与税の納税義務が免除されます。
⑤登録免許税の延長等 (P22参照)	土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限の2年延長 他
⑥空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置 (P23参照)	倒壊等のおそれがある等として勧告の対象となった空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外されます。

【法人課税】

①法人税率の引き下げ (P25参照)	平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の税率が改正前の25.5%から23.9%に引き下げられることになります。
--------------------	--

平成27年4月1日以後開始事業年度

②中小法人の軽減税率の特例の延長 (P25参照)	中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額に対する税率:19%→15%)は、適用期限が2年延長されます。
--------------------------	---

平成29年3月31日までに開始する事業年度

③欠損金の繰越控除制度等の控除限度額の引き下げと繰越期間の見直し (P27参照)	控除限度額が改正前の課税所得金額×80%相当額から、平成27・28年度は65%、平成29年度以後は50%に引き下げられます。また、中小法人等を含め、平成29年度以後開始事業年度から繰越期間が10年(改正前9年)に延長されます。 ※中小法人等は改正前の控除限度額が存置されます。
--	---

平成27年4月1日以後開始事業年度 (繰越期間の延長は平成29年4月1日以後開始事業年度から)

1 個人所得課税

(1) N I S A の拡充

①ジュニアN I S A の創設

従来のN I S A (成人N I S A) には、20歳以上の年齢制限が設けられていますが、若年層への投資の裾野の拡大を図ることを目的として、未成年者を対象とするジュニアN I S A が創設されることとなります。

改正の概要

居住者等が、未成年者口座^{※1}に設けた勘定の区分に応じてそれぞれに定められる期間内^{※2}に支払を受けるべき当該勘定において管理されている上場株式等の配当等(当該未成年者口座において支払を受けるものに限る)及びその期間内に譲渡したその上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さないこととされます。

※1 未成年者口座

0～19歳の居住者等が、平成28年から平成35年までの間に本特例を受ける為に開設した口座

※2 勘定区分に応じて定められる期間

- イ **非課税管理勘定**…非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間

(非課税管理勘定は平成28年から平成35年までの各年(当該未成年者口座開設者が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限る)に設けることができ、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。)

- ロ **継続管理勘定**…継続管理勘定を設けた日から、未成年者口座開設者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までの期間

(継続管理勘定は平成36年から平成40年までの各年(当該未成年者口座開設者が、その年1月1日において20歳未満である年に限る)、毎年80万円を上限に非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れ、その年1月1日において20歳である年の前年12月31日まで非課税措置の適用を受けることができます。)

2 資産課税

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

住宅取得環境が悪化する中、足下の住宅着工を下支えするとともに、消費税率10%引上げ後の反動減等に対応する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が延長・拡充され、住宅取得に係る負担の軽減及び住宅投資の喚起が図られます。

① 非課税限度額の見直しと延長

改正の概要

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、下記の通り拡充された上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	消費税率10%適用		左記以外	
	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成26年(改正前)			1,000万円	500万円
平成27年			1,500万円	1,000万円
平成28年1月～28年9月			1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

なお、東日本大震災の被災者に適用される非課税措置については、次の措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	消費税率10%適用		左記以外	
	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成26年(改正前)			1,500万円	1,000万円
平成27年			1,500万円	1,000万円
平成28年1月～28年9月			1,500万円	1,000万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,500万円	1,000万円
平成29年10月～31年6月	1,500万円	1,000万円	1,500万円	1,000万円

3 法人課税

平成27年度税制改正の基本的考え方では『今般の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより法人課税を成長志向型の構造に変えるものである』とされています。

つまり、税率を引き下げ一方で課税ベースの拡大を図ることにより恒久財源をしっかりと確保していこうとしています。

具体的には、平成27年度を初年度として数年かけて法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指しています。

その一方で欠損金の繰越控除制度、受取配当等の益金不算入制度の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行うことにより課税ベースの拡大を図っていくとされています。

平成28年度以降、生産性向上設備投資促進税制(平成28年度末期限)、所得拡大促進税制(平成29年度末期限)及び研究開発税制(増加型・高水準型は平成28年度末期限)がその期限を迎えることから取扱いの検討を行い、減価償却方法の定額法一本化を検討することも基本的考え方に織り込まれています。

平成27年度の税制改正は地域経済を支える中小法人への影響に配慮して大法人中心の改正となっていますが、中小法人においても今後の税制改正には留意する必要があります。

(1) 法人税改革

① 法人税率の引き下げと軽減税率の特例の延長

改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の税率が、改正前の25.5%から23.9%に引き下げられることになります。

今回の改正で、中小法人(期末資本金1億円以下の法人で一定のものを除きます)の軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額に対する税率:19%→15%)等の適用期限が2年延長され、年800万円超の所得金額については大企業同様、23.9%となります。

4 消費課税

(1) 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成26年11月18日に安倍首相が10%への消費税率の引き上げの時期を当初の予定より1年半延期し、平成29年4月1日とすることを表明しました。

改正の概要

平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げの施行日が、平成29年4月1日に見直されます。

今回の大綱では、引き上げ時期が明記される一方で8%引き上げ時にあった景気判断条項(附則第18条第3項)は削除されました。

そのため平成29年4月1日からは自動的に消費税率が10%に引き上げられることとなります。

ポイント

消費税率の引き上げは個人消費や物価に与える影響が大きいことから、軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」とこととされました。一方で軽減税率の導入は「税制の簡素化や経済的中立性に反する」、「税収が減少する」、「そもそも高所得者にも適用される軽減税率は逆進性の緩和に効果的でない」等の反対意見もあるため「対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」ことが明記され、平成27年1月26日、与党税制協議会の下にこれらの問題を議論する「消費税軽減税率制度検討委員会」が新たに設置されました。

なお、8%引き上げ時に適用された経過措置は10%引き上げ時にも同様のものが用意される予定です。その際、請負工事等に対する経過措置の適用判定日となる指定日は税率引き上げ半年前の平成28年10月1日とされています。

【適用期日等】

平成29年4月1日以後(指定日は平成28年10月1日)

6 納税環境整備

(1) 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

改正の概要

所得税法・法人税法では、国税関係書類(決算書類や帳簿、注文書・請求書・契約書・領収書などの書類)について、紙での保存が原則となっていますが、所定の要件を満たし、納税地の所轄税務署長に対して承認申請を行えば、スキャナでの文書保存も認められています。

その所定の要件につき、次のように要件が緩和されます。

廃止・不要となった項目
・ スキャナ保存をする契約書や領収書等に係る金額基準(3万円未満)
・ 契約書や領収書等につき、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件
・ スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名
・ その他の書類につき、その書類の大きさに関する情報の保存
・ カラーでの保存

ポイント

- 契約書や領収書などの重要書類については、金額基準は廃止されますが、適正な事務処理の実施を担保する「規程の整備」と、その規程に基づき適正に事務処理をしていることが、スキャナ保存に係る承認の要件とされます。
- スキャナ保存の際の電子署名は不要とされますが、タイムスタンプを付すことが必要で、入力者等に関する情報を保存する必要があります。

【適用期日等】平成27年9月30日以後に行う承認申請から適用